

政令第四十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 普通科連隊三及び偵察戦闘大隊一

別表第七宮古島駐屯地の項の次に次のように加える。

石垣駐屯地

石垣市

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関の項の次に次のように加える。

石垣駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関

三級

附 則

この政令は、令和五年三月十六日から施行する。